

【重要】かながわ自立支援給付費等支払システムにおける電子証明書について（予告）

かながわ自立支援給付費等支払システム（以下、かながわシステムという）の利用に際し必要となる電子証明書のうち、「**仮クライアント証明書**」の発行を**令和 7 年 7 月 14 日（月） 17：00 から廃止**いたします。

これから電子証明書をインストール予定の事業所、または一時的に「**仮クライアント証明書**」を利用して、かながわシステムに接続している事業所におかれましては、**ご注意ください**。

なお、既に「クライアント証明書」をインストールされている事業所におかれましては、今回の変更に伴う影響はございません。

■現在の運用（令和 7 年 7 月 14 日（月） 17 時まで）

「クライアント証明書」を要求・インストールする際に、最初に「**仮クライアント証明書**」をインストールする必要があります。

ポイント

- ・仮クライアント証明書とは…有効期限が 10 日間の、一時的に利用するための電子証明書です
- ・クライアント証明書とは……有効期限が 3 年間の、正式な電子証明書です

■令和 7 年 7 月 14 日（月） 17 時以降の運用

「**仮クライアント証明書**」をインストールせずに、「**クライアント証明書**」を要求・インストールできるよう設定を変更いたします。

※ルート証明書（CA 証明書）や NaRAClientControl のインストール手順に変更はありません。

■環境設定マニュアルについて

令和 7 年 7 月 14 日（月）中に、「**環境設定マニュアル Ver.3.3**」をかながわシステム及び本会ホームページへ掲載します。変更後の手順については、そちらをご確認ください。

《掲載場所》神奈川県国民健康保険団体連合会ホームページ-「障害福祉サービス事業者のみなさまへ」-「かながわシステム」
(<https://www.kanagawa-kokuho.or.jp/sienjigyo/index.html>)

■注意点

- これから電子証明書をインストール予定の事業所におかれましては、**令和 7 年 7 月 11 日（金）17 時まで**に「**クライアント証明書**」のインストールまでを完了できるよう、余裕をもって手続きをお願いいたします。

証明書の発行をお急ぎで無い場合は、**7 月 15 日（火）以降**の作業を推奨いたします。

※土日は「**クライアント証明書**」の発行が出来ないことから、「**仮クライアント証明書**」廃止のタイミングを跨いでしまうと、要求した「**クライアント証明書**」を取得できない可能性があります。

- 現在、一時的に「**仮クライアント証明書**」を利用して、かながわシステムにログインしている事業所におかれましては、有効期限（発行日から 10 日後）以降は、「**クライアント証明書**」をインストールしていただくようお願いいたします。

ポイント



かながわシステムに接続する際に表示される「**証明書の選択**」画面で「**NacaCertRequester**」だけが表示される場合は、「**仮クライアント証明書**」しかインストールされていない状態です。
※「**クライアント証明書**」は事業所番号と同じ名称が表示されます。

以上